申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		市民活動サポートセンター特別設備設置等の許可			
		さいたま市市民活動サポートセンター条例			
根拠条例·規則等名		さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則			
		条例: 第10条			
条項		規則:第10条			
記	管部課	市民局 市民生活部 市民協働推進課			
所	(電話:048-813-6403)				
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理由)	 ・センターを利用する者は、特別の設備をし、又は規則で定める以下の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) センターの電気を使用しなければ利用することができない物品(市長が別に定める物品を除く。) (2) 火気等を発生させ、又はそのおそれのあるものとして市長が別に定める物品 (3) センターの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれのあるものとして市長が別に定める物品 			
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 25 日設定 平成 28 年 4 月 1 日最終改正			
標準処理期間	期 間 (未設定の場 合はその理由)	即日			
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 25 日設定 平成 年 月 日最終改正			
	備 考				